

令和8年度 新入学生徒用

那覇市立
学校隣接校選択制
(中学校)

※持ち出し禁止 閲覧用

閲覧期間：令和7年8月1日～10月31日まで

那覇市教育委員会 学務課
電話 098-917-3505

目次

1. 隣接校選択制の概要	2 ～ 3 ページ
2. 学校別隣接校一覧／ 令和 7 年度 中学校生徒数及び学級数	4 ページ
3. 学校別定員枠と抽選について	5 ページ
4. 隣接校選択制に関わる、よくあるご質問	6 ページ
5. 各学校紹介	7 ～ 1 5 ページ
○ 安岡中学校・首里中学校	7 ページ
○ 真和志中学校・石田中学校	8 ページ
○ 那覇中学校・上山中学校	9 ページ
○ 神原中学校・寄宮中学校	1 0 ページ
○ 古蔵中学校・小禄中学校	1 1 ページ
○ 松島中学校・城北中学校	1 2 ページ
○ 鏡原中学校・松城中学校	1 3 ページ
○ 仲井真中学校・金城中学校	1 4 ページ
○ 石嶺中学校	1 5 ページ

那覇市立学校隣接校選択制

【隣接校選択制の概要】

那覇市教育委員会ではよりよい教育環境の実現を目指し、児童・保護者自らによる学校選択の機会の拡大を図るため、平成 18 年度から那覇市立の小学校へ、平成 19 年度から那覇市立の中学校へそれぞれ入学する新 1 年生を対象に、住所により指定された学校（「指定校」といいます。）のほかに、指定校に通学区域が隣接する学校（「隣接校」といいます。）への入学を希望することのできる隣接校選択制を実施しています。

1 希望申請できる方

- 那覇市に住所があり、令和 8 年度に那覇市立の小学校（または中学校）への入学を予定している新 1 年生の保護者で受付期間内に申請できる方が対象です。
 - ・新小学 1 年生（平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日生）
 - ・新中学 1 年生（平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日生）
- 入学式の前日までに市外から転入または転居することが確実であり、かつ受付期間内に申請できる方は、対象になります。その場合は、転入または転居することがわかる書類（アパート等賃貸住宅の契約書、一戸建て等の建築請負契約書等）、現在お住まいの市町村の住民票謄本等の提出が必要となりますので、教育委員会学務課までお問い合わせください。

2 希望申請できる学校

希望することのできる学校は、各指定校の隣接校です。（4 ページをご覧ください。）

3 希望校について

希望申請は第 2 希望まで記入できます。
第 1 希望の学校が受け入れできない場合、第 2 希望の学校で受け入れ可能か判断します。

4 定員枠について

教室数などを考慮して、各学校に定員枠を設けています。
指定校区の人数により、希望申請者の受け入れが難しい学校があります。
（5 ページをご覧ください。）

5 希望申請方法および締切日

那覇市教育委員会から 10 月上旬に新小・中学 1 年生の世帯へ希望申請票を郵送します。
その後、転入および転居をした場合は随時郵送しますが、10 月中旬以降は郵送しませんので、申請を希望する保護者の方は、身分証明書（免許証・マイナンバーカード・在留カード等）を持って直接学務課までおこしください。

隣接校への入学を希望する場合

申請書に必要事項を記入のうえ、学務課窓口
に保護者が直接申請、学務課学事グループへ
郵送、またはオンライン申請。

締切日：令和 7 年 10 月 31 日

※郵送は、当日消印有効

締切日を過ぎた場合は、その理由の内容にかかわらず、
希望申請票の受付はできません。

指定校へ入学する場合

申請の必要はありません。

※指定校へはすべての方が入学できます。

6 希望申請の状況の公表

希望申請の状況は、11月上旬に教育委員会学務課ホームページで公表します。また、那覇市教育委員会学務課、那覇市立小・中学校及び公立・公私連携認定こども園に掲示します。

7 結果確定までの流れ

①第1希望の学校について

希望申請者が定員枠を超えた場合は抽選を行います。その場合、対象者に通知します。

(5ページ【抽選について】2をご覧ください。)

抽選結果は、学務課ホームページ・学務課窓口に掲示します。

②第2希望の学校について

「①第1希望の学校について」と同様です。

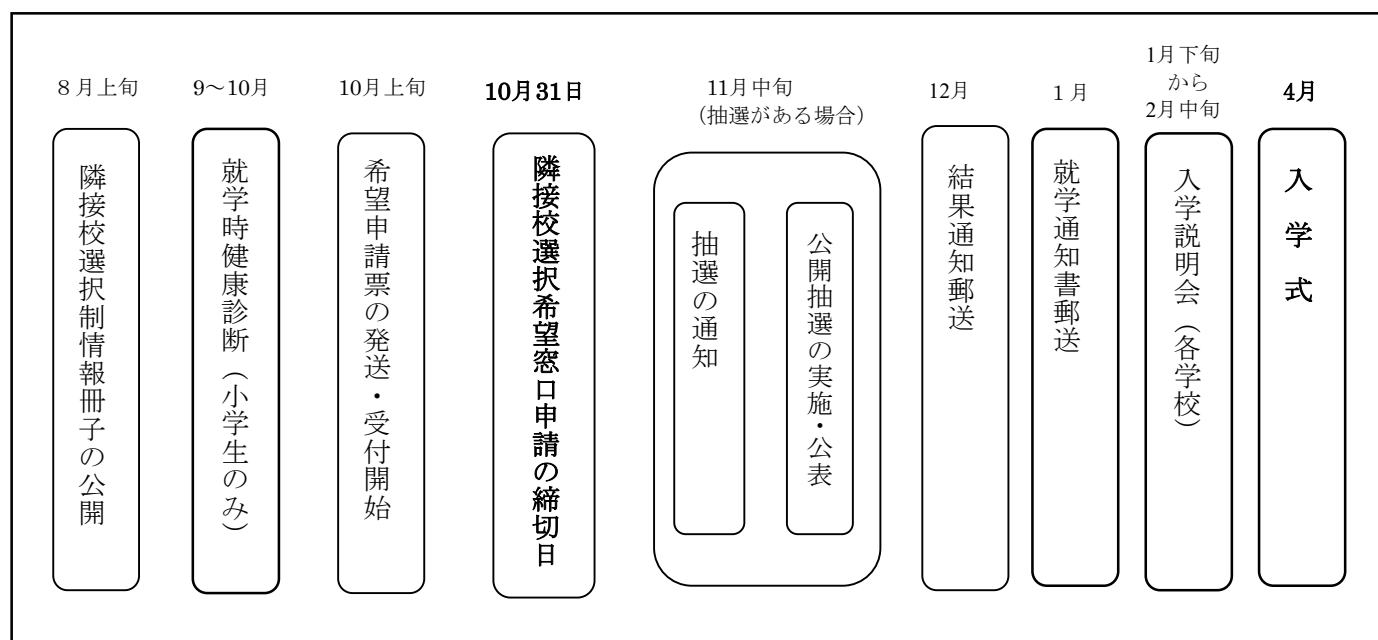
③結果通知は、12月上旬に郵送します。

8 学校公開日について

授業参観日等に合わせて実際に学校を見学できる「学校公開日」については、各学校の判断で設けております。また、活動状況は、各学校のホームページでもご覧いただけます。

9 隣接校選択制および新入学までの主なスケジュール

※スケジュールは変更になる場合があります、あらかじめご了承ください。



10 その他注意事項

- ◇ 希望申請締切後は、その理由の内容にかかわらず、希望申請票の受付または希望変更はできません。希望する学校については、ご家族でよく話し合ってください。
- ◇ 1月に郵送する「就学通知書」は、入学する学校を通知するものです。
- ◇ 入学する学校は、入学式の前日までの住民登録地で決定します。
- ◇ 隣接校への入学が決まった方で、入学式の前日までに転居された場合、入学を希望する隣接校が転居先の指定校の隣接校ではない場合は、隣接校への入学はできません。原則、指定校への入学となります。転居等の予定がある場合には、事前にご相談ください。
- ◇ 隣接校への入学が決まった方で、民間教育施設（フリースクール等）に通う場合には、隣接校への入学はできません。原則、指定校への入学となります。
- ◇ 那覇市小中一貫教育グループ校は、グループの中学校へ入学する制度ではありません。
- ◇ 那覇市内の通学路は道幅が狭いため車での送迎が厳しく、児童生徒の安全面から徒歩通学を推奨している学校もあります。通学方法について十分な検討を行ったうえで申請をお願いします。

【学校別隣接校一覧】

指定校	隣接校						
1 安岡中	真和志中	那覇中	松島中				
2 首里中	松島中	城北中	松城中	石嶺中			
3 真和志中	松島中	松城中	寄宮中	神原中	那覇中	石田中	安岡中
4 石田中	真和志中	寄宮中	松城中	仲井真中			
5 那覇中	安岡中	真和志中	上山中	神原中	松島中		
6 上山中	那覇中	神原中	古蔵中	鏡原中			
7 神原中	真和志中	那覇中	上山中	寄宮中	古蔵中		
8 寄宮中	真和志中	石田中	神原中	古蔵中	仲井真中		
9 古蔵中	上山中	神原中	寄宮中	鏡原中	仲井真中		
10 小禄中	鏡原中	金城中					
11 松島中	安岡中	首里中	真和志中	那覇中	城北中	松城中	
12 城北中	首里中	松島中	石嶺中				
13 鏡原中	上山中	古蔵中	小禄中	金城中			
14 松城中	首里中	真和志中	石田中	松島中			
15 仲井真中	石田中	寄宮中	古蔵中				
16 金城中	小禄中	鏡原中					
17 石嶺中	首里中	城北中					

【令和7年度 中学校生徒数及び学級数（学校別・学年別）】

※（ ）の数字は、特別支援学級の生徒数及び学級数で内数

令和7年5月1日現在

学校名・学年	1 年		2 年		3 年		合 計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 安岡中	258 (15)	7	302 (18)	9	265 (6)	8	825 (39)	30 (6)
2 首里中	187 (10)	5	219 (10)	6	232 (6)	7	638 (26)	23 (5)
3 真和志中	108 (11)	3	82 (10)	3	78 (3)	3	268 (24)	13 (4)
4 石田中	134 (8)	4	133 (7)	4	118 (5)	4	385 (20)	15 (3)
5 那覇中	196 (7)	6	199 (7)	6	208 (9)	6	603 (23)	22 (4)
6 上山中	127 (8)	4	113 (9)	4	131 (5)	4	371 (22)	15 (3)
7 神原中	79 (8)	3	99 (9)	3	108 (10)	3	286 (27)	13 (4)
8 寄宮中	173 (9)	5	157 (9)	5	179 (12)	5	509 (30)	20 (5)
9 古蔵中	192 (6)	6	176 (10)	5	201 (7)	6	569 (23)	21 (4)
10 小禄中	263 (20)	7	268 (18)	8	247 (14)	7	778 (52)	30 (8)
11 松島中	215 (7)	6	182 (10)	5	219 (8)	7	616 (25)	22 (4)
12 城北中	138 (9)	4	122 (7)	4	131 (4)	4	391 (20)	15 (3)
13 鏡原中	193 (8)	6	190 (8)	6	231 (14)	6	614 (30)	23 (5)
14 松城中	74 (6)	2	82 (4)	3	80 (4)	3	236 (14)	11 (3)
15 仲井真中	175 (7)	5	145 (6)	4	155 (14)	5	475 (27)	18 (4)
16 金城中	175 (10)	5	176 (9)	5	181 (6)	5	532 (25)	20 (5)
17 石嶺中	163 (9)	5	131 (7)	4	170 (10)	5	464 (26)	18 (4)
合 計	2,850 (158)	83	2,776 (158)	84	2,934 (137)	88	8,560 (453)	329 (74)

【定員枠と抽選について】

① 定員枠	各学校の教室数などを考慮して決めた人数
② 入学見込み人数	令和7年5月1日現在各指定校区内に住所があり、令和8年度に中学校新1年生となる人数に過去3年間の入学率を考慮した、入学が見込まれる人数。 ※入学見込み人数は目安としてあげています。 実際の希望申請の際は、 10月1日現在を基準 とします。

【学校別定員枠】

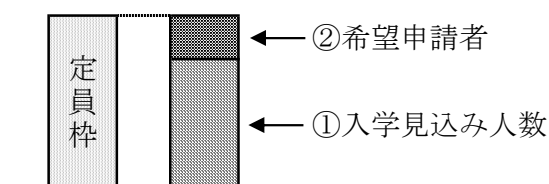
令和7年5月1日現在

中学校名	①定員枠 (人)	②入学見込み 人数
1 安岡中	210	249
2 首里中	245	219
3 真和志中	105	75
4 石田中	175	132
5 那覇中	245	168
6 上山中	175	102
7 神原中	140	91
8 寄宮中	210	141
9 古蔵中	245	200
10 小禄中	175	211
11 松島中	140	195
12 城北中	105	119
13 鏡原中	140	178
14 松城中	105	71
15 仲井真中	175	170
16 金城中	245	183
17 石嶺中	105	147

【抽選について】

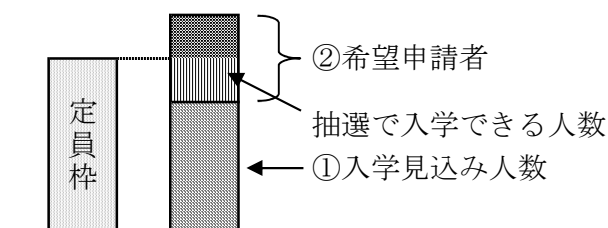
希望申請後の最終の人数の状況に応じて
下記1～3までの場合があります。

1 希望申請者を含めて、定員枠内の場合



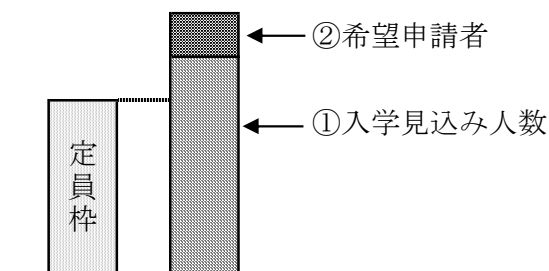
- ①指定校区内に在住している新1年生はすべて指定校に入学できます。
- ②希望申請者はすべて入学できます。

2 希望申請者によって定員枠を超えている場合



- ①指定校区内に在住している新1年生はすべて指定校に入学できます。
- ②希望申請者は抽選で定員枠の人数まで入学できます。（抽選にもれた方は第2希望もしくは指定校への入学となります。）

3 入学見込み人数で定員枠を超えている場合



- ①指定校区内に在住している新1年生はすべて指定校に入学できます。
- ②希望申請者は入学できません。（定員枠を超えているため、抽選はありません。第2希望もしくは指定校への入学となります。）

【よくあるご質問】

Q1 隣接校に入学を希望しています。その学校に上の子（兄姉）が在学していますが、下の子（弟妹）も同じ学校へ入学できますか？

まずは、隣接校の申請期間内に希望申請をしてください。

【希望する隣接校の受け入れができなかったとき】

- ① 上のお子さんが、下のお子さんの入学時に在学している場合
⇒指定校変更申請（兄弟姉妹関係）で、上のお子さんと同じ学校へ入学できます。
- ② 上のお子さんが、下のお子さんの入学時にすでに卒業している場合
⇒指定校変更申請（兄弟姉妹関係）はできません。ただし、その他指定校変更許可の要件がある場合は、指定校の変更ができますので、学務課へお問い合わせください。

Q2 下の子（弟妹）が隣接校に入学した場合、別の学校に通っている上の子（兄姉）も同じ学校へ転校できますか？

指定校変更申請（兄弟姉妹関係）をしていただければ、上のお子さん（兄姉）も同じ隣接校へ転校できます。

Q3 隣接校に入学できることになったが、入学前に引っ越しをしました。予定通り隣接校に入学できますか？

- ① 入学予定の隣接校が転居先（新住所）の指定校の隣接校の場合
⇒予定通り隣接校に入学できます。
- ② 入学予定の隣接校が転居先（新住所）の指定校の隣接校ではない場合
⇒隣接校への入学はできません。原則、指定校への入学となります。
※ 入学前にお引っ越しの予定がある場合は、事前に学務課へお問い合わせください。

Q4 希望する隣接校が指定校区の人数または入学見込み人数で定員枠を超えています。
希望申請できますか？

希望する隣接校が、指定校区の人数または入学見込み人数で定員枠を超えている場合でも、希望申請することはできます。

隣接校は定員枠内での受け入れですが、指定校区の児童生徒で隣接校への就学が認められる時は、指定校区の人数または入学見込み人数から除きます。その場合、指定校区の人数または入学見込み人数が定員枠より少なくなることもあります。

Q5 隣接校へ入学できることになったが、指定校への入学に変更できますか？

指定校への入学に変更する場合は、保護者が学務課窓口で隣接校の取下げ申請をしてください。

ただし、取下げ申請後、再度、隣接校に変更することはできません。

入学に向けての準備がありますので、できる限り2月末までに取下げ申請をしてください。

Q6 「〇〇中学校小中一貫教育グループ」内の小学校から、グループ内の中学校に、そのまま入学できますか？

那覇市小中一貫教育グループ校は、グループの中学校へ入学する制度ではありません。住所から指定される指定校への入学が原則です。指定校以外の学校へ入学を希望する場合、隣接校選択制で希望した学校への入学が決まる、または、指定校変更の要件に該当し、指定校変更の手続きをすることが必要です。